

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014那第27号
事故等種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成26年6月11日（水） 11時15分ごろ
発生場所	沖縄県座間味村座間味島北東方沖 座間味村所在の牛ノ島灯台から真方位352° 1.9海里付近 （概位 北緯26° 15.5′ 東経127° 19.8′）
事故等調査の経過	平成26年6月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ダイビング船 レジェンド、15トン
船舶番号、船舶所有者等	290-59803 沖縄、株式会社沖縄銀行
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター3人及びダイビング客7人を乗せ、沖縄県渡嘉敷村黒島北方沖のダイビングポイントでダイビングを終え、次のダイビングポイントに向けて座間味島北東方沖を航行中、平成26年6月11日11時15分ごろ、操舵不能となったので、警察に通報した。 本船は、付近を航行中の警察艇にえい航されて座間味村座間味港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好
その他の事項	本船は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、操舵装置の油圧ホースの接続金具が腐食して亀裂を生じ、作動油が流失して操舵不能となったことが判明した。 操舵装置の油圧ホースの接続金具は、約7年使用されていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、座間味島北東方沖を航行中、操舵装置の油圧ホースの接続金具が腐食して亀裂を生じたことから、作動油が流失し、操舵不能となり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、座間味島北東方沖を航行中、操舵装置の油圧ホースの接続金具が腐食して亀裂を生じたため、作動油が流失し、操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操舵装置の油圧ホースの接続金具は、定期的に点検を実施し、腐食等の異常箇所の早期発見に努めること。
-----------	--